

令和3年八千代市農業委員会

第3回総会議事録

八千代市農業委員会

## ◆令和3年八千代市農業委員会第3回総会議事日程

開催日時	令和3年3月8日(月)午後1時30分～午後2時55分
開催場所	八千代市福祉センター4階 第3・第4会議室
日程第1	議事録署名人の選任
日程第2	議案上程(議案第1号～第5号, 報告第1号～第3号)
日程第3	議案審議及び採決

## ◆議 題

議案第1号	農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の件
議案第2号	農地法第5条の件(県許可分)
議案第3号	農地法第3条の件
議案第4号	農用地利用集積計画審議の件(農業経営基盤強化促進法)
議案第5号	令和3年度八千代市農作業別標準料金の策定について
報告第1号	会長決裁事項の報告 農地法施行規則第29条届出書の件
報告第2号	事務局長専決事項の報告 農地法第4条届出書の件
報告第3号	事務局長専決事項の報告 農地法第5条届出書の件

## ◆出席農業委員 (14名)

1 市川和彦	2 黒崎玲子	3 島村隼人
4 鈴木正範	5 安原清	6 將司実
7 加茂太郎(遅参)	8 佐藤孝之	9 花島淳
10 立石勝則	11 稲垣哲也	12 間野恵一
13 齋藤孝一	14 小名木伸雄	

## ◆出席農地利用最適化推進委員

新型コロナウイルスの感染及び蔓延防止対策により招集なし

## ◆事務局 (4名)

局長 村田 順儀	次長 石原 雄二	主事 樽見 侑樹
主事 柳田 惇		

## ◆総会議事録

議長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>議事に入る前に私から一点申し上げます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症予防対策として、委員の感染及び蔓延防止を図るため、本日は農業委員のみの招集としましたことをご承知ください。</p> <p>なお、会議中、委員の皆さんはマスクを着用していただきますようお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>ただ今出席されております、</p> <p>農業委員は14名中、13名であり、農業委員定数の過半数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和3年八千代市農業委員会第3回総会は成立いたしました。</p>
議長	<p>ただ今から開会します。</p> <p>◆日程第1，議事録署名人の選任を行います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議事録署名人は議長において指名することに、異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p>
議長	<p>異議なしと認め、指名します。</p> <p>4番 鈴木委員，5番 安原委員，両委員にお願いします。</p>
議長	<p>◆日程第2，議案第1号から議案第5号及び報告第1号から報告第3号をもって、本日の議題とします。</p> <p>この際、お手元に配布してあります文書により、朗読は省略しますので、ご了承願います。</p>
議長	<p>◆日程第3，これより議案の審議及び採決を行います。</p> <p>議案の審議及び採決は、議案第1号より逐次行います。</p>
議長	<p>●議案第1号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の件，</p> <p>1番について、申請人にお越しいただいていますので、入室願います。</p>

	<p>【1番 申請人入室】</p>
議長	申請人の方でよろしいですか。
申請人	はい。
議長	申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。
次長 局長	<p>議案朗読（1番）</p> <p>本件につきましては、3月1日、地区担当の安原委員と吉橋推進委員、3月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所でございますが、案内図の1ページをご覧ください。吉橋上谷の畑で、花輪橋の南約160メートルに位置しています。また、本日配布しました、右上に「別紙 議案第1号現況写真」と記載のある資料を併せてご覧ください。</p> <p>現地調査の結果、現地は山林となっており、現地調査結果報告書のとおり非農地との判断です。</p> <p>申請理由は、登記地目が田のままになっていますので、登記地目を現況に正したいとのことから、非農地の証明をもって地目変更登記をしたいとのことです。</p> <p>農地でなくなった時期については、昭和47年7月15日に農道を整備したことにより、土地が分割され農道の外側に残った14平方メートルの土地が、隣接の山林と一体となったとのことです。</p> <p>20年以上前の航空写真の提出を求めたところ、昭和60年の航空写真で非農地であったことを確認しています。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>5番 安原委員どうぞ。</p>
安原委員	<p>5番 安原です。</p> <p>去る3月1日に現地調査を行いました。</p> <p>現地はお手元の資料の現況写真のとおり、山林となっており、非農地として判断しております。</p> <p>事務局から説明があったとおりですが、現況が農地以外の土地となって</p>
議長	

	<p>いることが明白であり、20年以上経過していることも確認しておりますので、非農地と判断するに止むを得ないものと考えております。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
	<p>【4番 鈴木委員 挙手】</p>
議長	<p>4番 鈴木委員どうぞ。</p>
鈴木委員	<p>今後地目が変更された場合は、土地をどのように活用する予定でしょうか。</p>
申請人	<p>道路の反対側にスクラップ業者さんがいまして、その方への賃貸もしくは売却を考えています。</p>
議長	<p>鈴木委員よろしいですか。</p>
鈴木委員	<p>はい。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p>
	<p>【9番 花島委員 挙手】</p>
議長	<p>9番 花島委員どうぞ。</p>
花島委員	<p>9番 花島です。</p> <p>現況の写真と添付されている地図なのですけれども、14平米というのは、この赤い線くらいですか。</p>
申請人	<p>はい。そうですね。</p>
花島委員	<p>隣地の状況がわからないのですが、赤い線の枠外ですけれども、ちょうど竹が生えているところの隣の地目と所有者はわかりますか。</p>
申請人	<p>上は、私の所有物件です。</p>

花島委員	ということは、これが転用された場合に先ほどの業者さんに貸すという可能性もあると考えてよろしいですか。
申請人	はい。
花島委員	今回のこの小さな土地も含めてということですね。
申請人	これだけ残して田んぼに復元するか、もしくは違う方法で用途を考えると、抱き合わせにして整備をした方が良いと考えています。
花島委員	意向はそうですよね。 結局これで農地が減るということですよ。
申請人	こういう言い方をすると申し訳ないのですが、たかだか14平米のためにということですよ。
花島委員	それは、わかります。
議長	よろしいですか。
花島委員	はい。
議長	他に質疑ありませんか。
	【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦労様でした。 申請人は退室してください。
申請人	はい。ありがとうございました。
	【1番 申請人退室】
議長	議事を進めます。 これより議案第1号について、討論・採決を行います。

	<p>討論ありませんか。</p> <p>【9番 花島委員 挙手】</p>
議長	9番 花島委員。
花島委員	<p>9番 花島です。</p> <p>結局、農地転用された場合は、現行の法律を調べてみたら、地目が変わってしまうとなかなか農地には戻せないということが多いですよね。つまり、農地が地目上減っていくということですよね。</p> <p>私も自分の土地が現状管理できていないのですが、どんどん地目が変わっていくごとに一回一回こういう形で審議しているのはわかるのですが、結局は農地が減っていく、そのことに関してちょっと疑問があるのかなという感じです。</p>
議長	今回の申請が出てきた経緯について、もう少し説明できるのであれば、事務局お願いします。
事務局	<p>申請者が相談にいらしたときに話を伺ったところ、こちらの案内図でいうと、今回申請の筆は、以前は道を挟んだ西側の田んぼの一部でした。昭和40年代に土地改良があり、農道を間に通したことにより分断されてしまい、現在に至っています。</p> <p>もともと、右隣りが山林になっていて一体化していることもあり、申請人が相続を受けた時点で、すでに山林の様相を呈していたというものです。</p> <p>今後の土地利用を考えたところ、14平米しかない農地を農家の方に買ってもらうことは難しいので、隣地の山林と併せて資材置場として貸したいという意向があり、今回の申請に至る経緯です。</p>
議長	<p>花島委員いかがですか。</p> <p>討論を続けますか。</p>
花島委員	<p>いいえ。</p> <p>どう考えても、ここで農業ができる土地ではないです。</p> <p>ただ、私の方でなぜこういう質問をしたかという点、他の例もそうですが、でも、どんどん農地が転用されていくことに対して、ワンクッション入れたほうがいいのかということ、発言させてもらいました。</p>

議長	それは今回の申請とは別の問題として捉えているということですね。
花島委員	それも含めて、今回は同じような案件です。
議長	それぞれの事情があって申請されているわけですので、それに対して賛成か反対かということで討論をお願いします。 今回については、反対というわけではないということですか。
花島委員	はい。
議長	わかりました。 他に討論ありますか。
	【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第1号について、申請のとおり原案を証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	【挙手】
議長	挙手、多数であります。 よって、議案第1号については、原案のとおり証明することに決定しました。
議長	●議案第2号 農地法第5条の件、県許可分、 1番について、申請人にお越しいただいていますので、入室願います。
	【1番 申請人入室】
議長	申請人の方でよろしいですか。
申請人	はい。
議長	申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。

次長	<p>議案朗読（1番）</p> <p>【7番 加茂委員 入室】</p>
局長	<p>本件は、3月1日、地区担当の佐藤委員、戸田推進委員と3月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図2ページをご覧ください。島田台鶴作台の畑で睦中学校の西約580メートルに位置しています。土地利用計画図は次の3ページを併せてご覧ください。</p> <p>申請理由は、市内で鉄骨工事業を行っている申請者が、資材置場を設置したいとするものです。</p> <p>土地の選定理由は、現在会社で使用している資材置場が手狭であり、自動車や資材を2箇所に分けて置いており、作業効率が悪いので、申請地であれば、資材置場を1箇所にまとめることができ、スペースにもゆとりができるため選定したとのことです。</p> <p>転用許可基準である立地基準は、まず農地区分については、当該地は、農用地ではないこと、また、農地の集団規模が10ヘクタール未満であること、市街地化の傾向が著しい宅地区域ではないことから、第1種農地及び第3種農地にも該当しないため、第2種農地と判断される土地です。</p> <p>第2種農地は許可基準について土地の代替性が問われますが、提出された申請書を確認したところ、申請地周辺において計画施設の条件に適した土地がなく、他の用地では転用目的が達成できないことを確認しています。</p> <p>申請目的実現の確実性として、転用行為に必要な資力は、残高証明書で確認しています。転用行為の妨げとなる権利の有無は、当該地に借受人はなく、妨げとなるものは確認できません。</p> <p>周辺農地の営農条件への支障は、隣接に農地がありますが、土砂の流出がないようブロックを積んで被害防除を図ること、工事中は、ネットフェンスや交通整理員を配置し、安全に配慮することを確認しています。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>8番 佐藤委員どうぞ。</p>
佐藤委員	<p>8番 佐藤です。</p> <p>去る3月1日に現地調査を行いました。</p>

	<p>現地は農地として、適切に管理されておりました。</p> <p>また、先ほど事務局から説明があったとおり、近隣の農地以外の土地で検討した結果、申請地でなければ転用目的が果たせないため、転用については止むを得ないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
	<p>【6番 将司委員 挙手】</p>
議長	<p>6番 将司委員どうぞ。</p>
将司委員	<p>現在、資材を2箇所に分けて置いているとのことですが、既存の資材置場の利用状況について、ご説明願います。</p>
申請人	<p>現在、資材を2か所に置いておまして、1か所は同業者の敷地の一部を借りてコンテナを置かせてもらっている状況です。もう1か所は物置なのですが、これも置場がなく社員寮の敷地に止むを得ず置いているような状況であります。ですので作業をするときは、2か所を経由して資材を運んだりしていますので、作業効率が悪いということで資材を1か所にまとめたく今回申請させていただいております。</p>
将司委員	<p>既存のところは空くわけですが、そこはどのように利用されるのですか。</p>
申請者	<p>1か所はお借りしているところなので、お返しの形になります。もう1か所は社員寮の敷地に無理して置いていましたので、純粹に社員寮の敷地として利用します。</p>
議長	<p>将司委員よろしいですか。</p>
将司委員	<p>はい。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>

議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。        ご苦労様でした。        申請人は退室してください。</p>
申請者	<p>よろしく申し上げます。</p> <p><b>【1番 申請人退室】</b></p>
議長	<p>議事を進めます。        これより議案第2号について、討論・採決を行います。        討論ありませんか。</p> <p><b>【「討論なし」の声あり】</b></p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。        続いて採決を行います。        議案第2号について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の        農業委員の挙手を求めます。</p> <p><b>【挙手】</b></p>
議長	<p>挙手、全員であります。        よって、議案第2号については、原案のとおり許可相当とすることに決        定しました。</p>
議長	<p>●議案第3号 農地法第3条の件については申請が5件ありますが、申        請番号1番から4番までは関連する案件であるため、一括して説明、審議        及び採決を行います。        それでは、1番から4番について、事務局より概要の説明を願います。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（1番から4番）        本件は、3月1日、地区担当の稲垣委員と3月の現地調査班で調査を行        いました。        場所は、案内図4ページをご覧ください。高津門原，中村，橋土の畑17        筆で、高津東中学校からそれぞれ西約100メートル，南西約360メートル        付近に位置しています。        申請内容は、使用貸借権の設定です。</p>

	<p>譲受人の申請理由は、農業経営の拡大を図りたいとするものです。</p> <p>農地法第3条の許可基準の全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地はありません。機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。</p> <p>農作業常時従事要件は、従事日数が180日ですので、150日要件を満たしています。</p> <p>下限面積要件は、現在の耕作面積は12,298平方メートルですので、すでに30アール要件を満たしています。</p> <p>地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因は無く、問題はありません。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>11番 稲垣委員どうぞ。</p>
稲垣委員	<p>11番 稲垣です。</p> <p>去る3月1日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として、適切に管理されておりました。</p> <p>本件については、譲受人が当該農地を取得し、規模を拡大したいとするものです。</p> <p>譲受人の取得要件についても、永年経営を行っている農家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第3号の1番から4番について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p>

	<p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第3号の1番から4番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p><b>【挙手】</b></p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第3号の1番から4番については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、申請番号5番について、審議及び採決を行います</p> <p>5番について、事務局より概要の説明を願います。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（5番）</p> <p>本件は、3月1日、地区担当の市川委員と黒澤推進委員、3月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図5ページをご覧ください。佐山西の下及び大山台の畑3筆で、秀明大学グラウンドからそれぞれ北東約310メートル、東約330メートルに位置しています。</p> <p>申請内容は、土地の売買取得です。</p> <p>譲受人の申請理由は、農業経営の拡大を図りたいとするものです。</p> <p>農地法第3条の許可基準の全部効率利用要件は、遊休農地はありません。一部貸付地がありますが、農事組合法人に貸し付けられており適切に管理されております。機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。</p> <p>農作業常時従事要件は、従事日数が250日ですので、150日要件を満たしています。</p> <p>下限面積要件は、現在の耕作面積は56,385.26平方メートルですので、すでに30アール要件を満たしています。</p> <p>地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因は無く、問題はありません。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>1番 市川委員どうぞ。</p>

市川委員	<p>1 番 市川です。</p> <p>去る 3 月 1 日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として、適切に管理されておりました。</p> <p>本件については、譲受人が当該農地を取得し、規模を拡大したいとするものです。</p> <p>譲受人の取得要件についても、永年経営を行っている農家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第 3 号の 5 番について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第 3 号の 5 番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第 3 号の 5 番については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>●議案第 4 号 農用地利用集積計画審議の件については、申請が 13 件ですが、申請番号 11 番は申請人にお越しいただいています。また、申請番号 12 番に農業委員が、13 番に私が関係しております。</p> <p>このため、申請番号 1 番から 10 番までと、11 番とで分けて説明を行い、そこまで一度審議・採決を行います。その後、申請番号 12 番及び 13 番それぞれの審議・採決を行います。</p>

<p>次長 局長</p>	<p>それでは、まず申請番号1番から11番について、審議・採決を行います。先に1番から10番について、事務局より概要の説明を願います。</p> <p>議案朗読（1番） お手元の資料で右上に「別紙1」と書いてあります、令和3年第3回総会議案第4号案内図の1ページをご覧ください。 本件の申請内容は、場所は上高野毘沙の畑2筆で、ふれあいプラザの北西約180メートルに位置しています。 借受人の申請理由は、使用貸借権及び賃貸借権の再設定です。期間は5年です。貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 賃貸借の賃料は、年間5,000円です。 利用集積計画要件の、「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。 「常時従事要件」は、従事日数は150日となっており、150日以上を満たしています。 説明は以上です。</p>
<p>次長 局長</p>	<p>議案朗読（2番） 続きまして、案内図の2ページをご覧ください。 本件の申請内容は、場所は下高野町田及び根崎の田5筆で、菅原神社からそれぞれ東約390メートル、東約500メートルに位置しています。 借受人の申請理由は、賃貸借権の再設定です。期間は3年です。貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 賃料は、1反あたり米1俵です。 利用集積計画要件の、「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。 「常時従事要件」は、従事日数は300日となっており、150日以上を満たしています。 説明は以上です。</p>
<p>次長 局長</p>	<p>議案朗読（3番） 続きまして、案内図の3ページをご覧ください。 本件の申請内容は、場所は神野花山の田2筆で、松保橋からそれぞれ西約270メートル、北西約470メートルに位置しています。 借受人の申請理由は、賃貸借権の新規設定です。期間は5年です。貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 賃料は、1反あたり玄米一等90キログラムです。</p>

<p>次長 局長</p>	<p>利用集積計画要件の、「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」は、従事日数は300日となっており、150日以上を満たしています。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>議案朗読（4番及び5番）</p> <p>続きまして、案内図の4ページをご覧ください。</p> <p>本件の申請内容は、場所は島田坪作及び戸崎の畑2筆で、やちよ農業交流センターからそれぞれ西約340メートル、北西約660メートルに位置しています。</p> <p>借受人の申請理由は、使用貸借権で、申請番号4番は新規設定、5番は再設定となります。期間は5年です。貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>利用集積計画要件の、「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」は、従事日数は300日となっており、150日以上を満たしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>次長 局長</p>	<p>議案朗読（6番及び7番）</p> <p>続きまして、案内図の5ページをご覧ください。</p> <p>本件の申請内容は、場所は真木野橋戸及び佐山清水尻の田2筆で、佐山橋からそれぞれ南西約950メートル、南東約350メートルに位置しています。</p> <p>借受人の申請理由は、申請番号6番が使用貸借権の再設定で、申請番号7番が賃貸借権の再設定です。どちらも期間は5年です。貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>7番の賃料は、年間米4俵です。</p> <p>利用集積計画要件の、「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」は、従事日数は300日となっており、150日以上を満たしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>次長 局長</p>	<p>議案朗読（8番）</p> <p>続きまして、案内図の6ページをご覧ください。</p>

	<p>本件の申請内容は、場所は萱田権現下の田4筆で、宮内橋の西約190メートルに位置しています。</p> <p>借受人の申請理由は、賃貸借権の再設定です。期間は3年です。貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃料は、1反あたり米1俵です。</p> <p>利用集積計画要件の、「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」は、従事日数は150日となっており、150日以上を満たしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>次長 局長</p>	<p>議案朗読（9番及び10番）</p> <p>続きまして、案内図の7ページをご覧ください。</p> <p>本件の申請内容は、場所は吉橋堀込、尾崎、麦丸新田の畑4筆で、尾崎橋からそれぞれ東約230メートル、360メートル、430メートルに位置しています。</p> <p>借受人の申請理由は、賃貸借権の新規設定です。期間は3年です。貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃料は、申請番号9番が年間30,000円で、申請番号10番が年間10,000円です。</p> <p>利用集積計画要件の、「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」は、所有適格法人の要件を満たしていますので問題はありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>一括して質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>続いて、申請番号11番の申請人は入室願います。</p> <p>【11番 申請人入室】</p>
<p>議長</p>	<p>申請人の方でよろしいですか。</p>

申請人	はい。
議長	申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。
次長 局長	議案朗読（11 番） 続きまして、案内図の 8 ページをご覧ください。 本件の申請内容は、場所は桑納井戸作、丸畑、花輪台、青柳の畑 8 筆で、睦小学校の半径 300 メートル圏内に位置しています。 借受人は、新規就農者で、申請理由は賃貸借権の新規設定です。期間は 5 年です。貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 賃料は、年間 30,000 円です。 利用集積計画要件の、「全部効率利用要件」は、新規就農者でありますので遊休農地及び貸付地はありません。 「下限面積要件」は、4,510 平方メートルの借り受けとなりますので、30 アール要件を満たしております。 「常時従事要件」は、従事日数は 250 日を予定しており、150 日以上を満たしています。 説明は以上です。
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。
議長	【9 番 花島委員 挙手】
議長	9 番 花島委員どうぞ。
花島委員	9 番 花島です。 今後の就農にあたって、機材や人手はどのように考えていますか。
申請人	現在一人で農業をやっているのですが、今年度から新たな野菜をインターネットも含めて、販売チャンネルを多様化するためにパソコンの採用等は考えております。ただ、現状では一人で賄えるということと、お手伝いをしていただいている農業ボランティアさんが二人いらっしゃいます。ですから、ボランティアさんの手を借りながら、農業を進めておりますので、人的には問題ないかなと考えています。

議長	花島委員，いかがですか。
花島委員	人手はわかりました。あと，機材の方はどうでしょうか。
申請人	トラクター1台と耕うん機が大小で2台あります。この3台を主体にして，あと管理機はあるのですが，マルチャーは持っていません。ただ，協力してくれている農家さんもおりますので，それで対応はできております。
議長	よろしいでしょうか。 私からですが，失礼ですが今おいくつになられますか。
申請人	ちょうど70歳でございます。
議長	これまでの農業経験はどうでしょうか。
申請人	家庭菜園で25年ほどやってまいりまして，60歳を過ぎてから本格的に農業に取り組もうと準備をしてきました。
議長	他に質疑ありませんか。  【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め，質疑を終わります。 ご苦労様でした。 申請人は退室してください。
申請人	ありがとうございました。  【11番 申請人退室】
議長	議事を進めます。 これより議案第4号の1番から11番について，討論・採決を行います。 討論ありませんか。  【「討論なし」の声あり】

議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。          続いて採決を行います。          議案第4号の1番から11番について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p><b>【挙手】</b></p>
議長	<p>挙手、全員であります。          よって、議案第4号の1番から11番については、原案のとおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、申請番号12番について、審議・採決を行います。          12番については、委員が関係していますので、当該委員には質疑まで出席していただき、討論及び採決の際に退室していただきます。それでは、事務局より概要の説明を願います。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（12番）          続きまして、案内図の9ページをご覧ください。          本件の申請内容は、場所は島田台大作の畑1筆で、しのだの森ホスピタルの北西約490メートルに位置しています。          借受人の申請理由は、使用貸借権の新規設定です。期間は約1年です。          貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。          利用集積計画要件の、「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。          「常時従事要件」は、従事日数は250日となっており、150日以上を満たしています。          説明は以上です。</p>
議長	<p>質疑を行います。          質疑ありませんか。</p> <p><b>【「質疑なし」の声あり】</b></p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。          それでは、当該委員は退室してください。</p> <p><b>【当該委員退室】</b></p>

議長	<p>議事を進めます。</p> <p>これより議案第4号の12番について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第4号の12番について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第4号の12番については、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>当該委員、入室願います。</p> <p>【当該委員入室】</p>
議長	<p>議事を進めます。</p> <p>次に、申請番号13番について、審議・採決を行います。</p> <p>13番については、私が関係しておりますので、質疑まで出席し、討論及び採決の際に退室します。</p> <p>それでは、これより議長を職務代理に交代します。</p> <p>【会長は隣の会長席へ】</p> <p>【職務代理は議長席に着席】</p>
議長 (職務代理)	<p>議長を務めます。よろしくお願ひします。</p> <p>議事を進めます。</p> <p>申請番号13番について、事務局より概要の説明を願います。</p>
次長 局長	<p>議案朗読(13番)</p> <p>続きまして、案内図の10ページをご覧ください。</p> <p>本件の申請内容は、場所は神野宮田の田2筆で、神尾橋からそれぞれ南</p>

	<p>約 130 メートル，南西約 380 メートルに位置しています。</p> <p>借受人の申請理由は，賃貸借権の新規設定です。期間は 5 年です。貸出人の申請理由は，その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃料は，1 反あたり米 1.5 俵です。</p> <p>利用集積計画要件の，「全部効率利用要件」は，遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」は，従事日数は 200 日となっており，150 日以上を満たしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長 (職務代理)</p>	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p><b>【「質疑なし」の声あり】</b></p>
<p>議長 (職務代理)</p>	<p>質疑なしと認め，質疑を終わります。</p> <p>それでは，会長は退室してください。</p> <p><b>【会長退室】</b></p>
<p>議長 (職務代理)</p>	<p>議事を進めます。</p> <p>これより議案第 4 号の 13 番について，討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p><b>【「討論なし」の声あり】</b></p>
<p>議長 (職務代理)</p>	<p>討論なしと認め，討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第 4 号の 13 番について，原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p><b>【挙手】</b></p>
<p>議長 (職務代理)</p>	<p>挙手，全員であります。</p> <p>よって，議案第 4 号の 13 番については，原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>会長，入室願います。</p>

議長	<p>これより議長を会長に交代します。</p> <p>【会長入室】 【職務代理は自席に着席】</p> <p>職務代理ありがとうございました。 議事を進めます。</p> <p>●議案第5号 令和3年度八千代市農作業別標準農作業料金の策定について、 事務局より説明願います。</p>
局長	<p>農地法第52条に「農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。」と規定されていることから、令和3年度における農作業別の標準農作業料金を策定したいものです。</p> <p>昨年度までは、主な市内4つの農地所有適格法人から農作業別の料金を聴取し、平均値としていましたが、データ数が少ないことから、令和3年度は千葉県農業会議が取りまとめた農作業料金と同一としたいとするものです。</p> <p>情報の提供方法といたしましては、本総会で決定後、市のホームページへ掲載いたします。</p>
議長	<p>昨年度と変わったところを説明してください。</p>
事務局	<p>お配りしている「別紙2」という資料をご覧いただきたいのですが、「1. 手作業」という項目が増えました。</p> <p>こちらは、水田、畑、果樹の1日あたりの8時間労働の日当が記載されております。</p> <p>それから、「2. 水田機械作業」につきましては、例年、市内4法人をまとめた金額を記載していたのですが、サンプル数が少なく、データの妥当性が乏しいということで今回から千葉県農業会議でとりまとめたデータを使いたいということで、記載しております。</p> <p>こちらは、昨年度ベースで、トラクターに関しては6,200円で昨年報告した金額より400円増となっています。代掻きはプラスマイナスゼロ、畔塗機は新しい項目になります。植付につきましては1,100円増、コンバインは100円減、乾燥調製は900円増、籾摺に関しては60円減、育苗が40</p>

	<p>円増となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
	<p>【9番 花島委員 挙手】</p>
議長	<p>9番 花島委員どうぞ。</p>
花島委員	<p>9番 花島です。</p> <p>不勉強で申し訳ないのですが、水田機械作業で記載のある、トラクターでの耕うん等の項目がありますが、これはオペレーターだけの金額なのですか。それとも、燃料費込みの金額なのでしょうか。</p>
事務局	<p>オペレーター1人込みの金額となります。</p>
花島委員	<p>オペレーターと燃料費込みで10アール当たりの金額なのですか。</p>
事務局	<p>乾燥調整と育苗を除く作業については、オペレーター付きの料金という形になっています。</p>
花島委員	<p>燃料費も含んでということですか。</p>
事務局	<p>はい。含まれています。</p>
議長	<p>乾燥調整はオペレーター込みではないのですか。</p>
事務局	<p>乾燥調整と育苗は、オペレーターは含まれていません。</p>
議長	<p>乾燥調整は60キロ当たりだから、オペレーター込みではないのですか。人がいないとできないものですか。</p>
	<p>【1番 市川委員 挙手】</p>
議長	<p>1番 市川委員どうぞ。</p>

市川委員	<p>去年までは、市の方で刈り取りと乾燥調整で反当り 35,000 円と出っていたのですが、それが今回はなくなってしまっていて、刈り取り脱穀、乾燥調整となっているようです。その 35,000 円の中には、刈り取りの燃料費とかをひっくるめた金額になっていたと思います。</p>
議長	<p>去年までは調整まで含んで、刈って脱穀して袋詰めまでやって 35,000 円だったような気はしていますが、今回はそれを完全に分けたのですね。</p>
事務局	<p>調べてみたのですが、やはり乾燥調整はオペレーターを含んだ金額ではないようです。</p>
花島委員	<p>この項目には外れているのですけれども、最近はカメムシの害があつて色選機にかけるじゃないですか。そういった金額なんかも出してもらえたらありがたいと思うのですが。</p>
事務局	<p>県の農業会議でとりまとめたものに、積算の根拠が記載されておりまして、今回承認いただきましたら、農業会議のホームページのアドレスも一緒に載せるような形にしますので、そこには細かい積算データが書いてありますから、それを参考にさせていただければと思います。</p>
議長	<p>これは、八千代市単独のデータは一切入っていないのですか。</p>
事務局	<p>はい。農業会議で出しているデータになります。 毎年、年末に農業会議から各農業委員会に調査が来まして、それを取りまとめた形で上がってきているものです。</p>
花島委員	<p>ということは、きちんとしたデータが反映されているということですね。</p>
事務局	<p>そうですね。市町村によって出し方が違うとは思いますが、ある程度平準化されていると思います。</p>
議長	<p>まあ、これはあくまで参考ということで、あとは相対で決めてくださいということですね。 他に質疑ありませんか。</p>
	<p>【「質疑なし」の声あり】</p>

議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより議案第5号について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第5号について、原案のとおり策定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、多数であります。 よって、議案第5号については、原案のとおり策定することに決定しました。</p>
議長	<p>●報告第1号 会長決裁事項の報告について、農地法施行規則第29条届出書の件、 事務局より報告をお願いします。</p>
次長	<p>報告説明（1番及び2番）</p>
議長	<p>質疑を行います。 質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 報告第1号については、報告のとおり処理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>●報告第2号 事務局長専決事項の報告について、農地法第4条届出書の件、 事務局より報告をお願いします。</p>

次長	報告説明（1番及び2番）
議長	報告第2号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。
議長	●報告第3号 事務局長専決事項の報告について、農地法第5条届出書の件、 事務局より報告を願います。
次長	報告説明（1番及び2番）
議長	報告第3号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。
議長	その他としまして、第2回遊休農地対策委員会が開催されましたので、花島委員から報告願います。
花島委員	遊休農地対策委員の花島です。 去る令和3年2月8日、総会の終了後に令和2年度第2回遊休農地対策委員会が開催されました。 遊休農地解消活動の対象農地を選定し、決定しました。 対象農地は島田台字大作の畑で、面積が1861平方メートルとなります。 今後のスケジュールですが、3月の下旬に草刈を行います。その後は保全管理を続け、1年間対象農地の借り受けを希望する新規就農者を募る予定です。 報告は以上となります。
議長	ただ今、遊休農地対策委員会より報告がありましたが、質問等ありませんか。  【「質問なし」の声あり】
議長	質問等がないようですので、報告のとおりとします。 花島委員ありがとうございました。
議長	次に、八千代市農業委員会だより第46号の配布について、広報委員会の間野委員長から説明をお願いします。

<p>間野委員</p>	<p>12番 間野です。</p> <p>これまで、広報委員会と事務局とで会議を重ねながら農業委員会だよりを作成し、この度完成いたしましたので、皆さんのお手元の黒い手提げ袋に入れさせていただいております。</p> <p>農業委員会だよりの配布については、同じ地区の推進委員さんをご相談のうえ、農家の皆さんへ配布していただきますようお願いいたします。</p> <p>名簿につきましては、配布する際の記録簿としてご利用いただくこととしておりますが、個人情報でありますので取り扱いには十分注意していただきたいと思っております。なお、郵送など配布の必要のない世帯が記載されている方につきましては、配布の必要はございません。お忙しい中ではありますが、皆さまのご協力をお願いしたいと思っております。</p> <p>また、配布すること以外に、事務局、農協、農業交流センター、そしてふるさとステーションにも設置していただく予定としておりますので、ご承知おきください。</p> <p>最後になりますが、配布が終わりましたら、手提げ袋と名簿については、必ず事務局の方に返却してください。いつまでに配布したらいいのとよく聞かれるのですが、皆さんの状況によって違うと思っておりますので、なるべく早い機会をお願いしたいと考えておりますので、ご協力いただけますようお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今、広報委員会から説明がありましたが、質問等ありませんか。</p> <p>【「質問なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、質疑を終わります。</p> <p>委員の皆さんにおかれましては、農業委員会だよりの配布にご協力をお願いいたします。間野委員長ありがとうございました。</p>
<p>議長</p>	<p>以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。</p> <p>次に、事務局より連絡事項があります。</p>
<p>次長</p>	<p>事務連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○令和3年度第1回農業者年金加入推進対策会議の開催について</li> <li>○令和3年度スケジュール及び現地調査班編成について</li> <li>○農地台帳整備調査に対する謝金について</li> </ul>

議長	<ul style="list-style-type: none"><li>○令和3年度農業経営体育成セミナー研修生の募集について</li><li>○令和3年度第1回「農の雇用事業」募集のお知らせについて</li><li>○農業委員会活動記録簿の回収について</li><li>○議案書及び現地調査結果報告書について</li><li>○次回の総会について</li></ul> <p>4月6日（火）午後1時30分から 市役所 別館2階 第1・第2会議室</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○次回の現地調査について</li></ul> <p>3月30日（火） 担当委員：鈴木委員，安原委員 午後1時15分に事務局へ集合</p> <p>以上で令和3年第3回総会を閉会します。</p>
----	--